

西日本入会林野研究会 会 報

(第1号)

第1回(創立)大会特集

研究テーマ

入会林野整備後の経営形態

発刊にあたって.....	中尾英俊	1
<報告要旨>		
生産森林組合と地域林業との関連.....	笠原義人	2
入会林野「近代化」整備により設立される 生産森林組合の定款について.....	武井正臣	4
生産森林組合の実態と問題点 —長崎県における事例より—.....	吉嶺芳徳	5
生産森林組合の現況と問題点 —高知県における事例から—.....	西森正信	7
生産森林組合と牧野利用.....	森 有為	8
生産森林組合と分収造林.....	馬場 透	9
<シンポジウム>		11
<規約>		23
<大会記事>		24

1976. 10

西日本入会林野研究会

発刊にあたって

中尾 英俊

入会林野近代化法が施行されて10年近くなるが、この間入会林野整備の進行に伴ない入会林野にたいする認識や研究は飛躍的に高まった。しかし、古い歴史をもつ入会林野には、なお解明さるべき理論上、実務上多くの問題がある。

これまで、入会林野中央コンサルタント会議やブロック会議において、入会林野にかんする疑問点が明らかにされてきた。その功績はきわめて大きい。しかしこの会議に参加できる者はかぎられており、そこで取上げられる問題が限定される傾向がないでもない。そこで、そのような会議に出席できない人々のために入会林野にかんする問題を研究する機関がほしい、また、入会林野の問題を、整備にとらわれず——したがって入会林野整備の是非や、整備後の問題も含めて——自由に討論できるような場所がほしい、という希望があるのは当然であろう。この会は、そのような希望から生れた団体で、入会林野の研究者、実務家のみならず入会権者など入会林野に関心をもつ者ならばだれでも参加できる団体なのである。

本年（昭和50年）10月に、この会の結成をかねて第1回の研究会総会を大分県九重町で開いたところ、100名近い参加者があり、熱心な報告と活潑な討論が行われ非常な活況を呈した。その成果をみなすの財産とし、将来の研究上、実務上の資とするために、当日の報告と討論の要旨等を記録し、この研究会の機関誌として刊行することにした。今後、研究会をつみかさねてゆくとともに、この機関誌が充実してゆくようお互に努力してゆきたいものである。

この会は、入会林野について抽象的な理論を研究し、あるいは単なる実務的な検討をするための会ではなく、研究者と、実務家とさらに入会権者とが、理論と実際とを統一した研究をつみかさね、そして会員相互の交流をふかめてゆくための会である。今後、多くの方々がこの会に参加されること、また関係機関の理解ある御協力を切におねがいする次第である。



< 報告 >

生産森林組合と地域農林業との関連

九州大学農学部 笠原義人

はじめに

これまでの生産森林組合に対する評価は、森林あるいは原野の林業的利用を主とした観点から追求してきた。しかし、組合員の個別経営、農家経営から見れば、生産森林組合経営をたんに林業的利用だけでなく、地域農林業全体とかかわるものとして意義づける必要があると思う。

1. 造林労働への対価と収益金、剰余金の分配

生産森林組合と地域農林業との具体的、直接的な結びつきということであれば、造林労働に対する報酬と、生産森林組合があげる収益金・剰余金の分配がある。

最近の生産森林組合の造林労働は、従来なされていたような無償義務出役で労働力を調達するということがなかなかむずかしくなっており、直接、従事割配当という形態はとらないにしても、現実には有償に近い形で労働力提供がなされている。こういう点で、組合員の賃労働兼業機会を生産森林組合が積極的に与えるという面で、もう少し生産森林組合経営を重視する必要があると思う。収益金・剰余金については、実際に収益があがらなければ組合員への分配が行われぬ。むしろそれよりも、造林労働への対価を組合員と結びつけるための努力がなされなければならない。

2. 地域農林業との結びつき

集落、地域農林業との結びつきという点

では間接的な問題ではあるけれど、しかしそれはかなり重要なことと思う。それを言葉で言えば抽象的なものになるが、生産森林組合があることによって、集落、地域農林業の展開に一定の意味を持っているのではなからうか。これは、精神的な問題としては「集落の結合」と言えるがそれだけでなく、生産森林組合の収益が地域・部落の公共的に使われていることがある。この点について、公益的事業に使われるから悪いということではなくて、公共的支出というものが、地域の結びつきを維持するとともに、さらに積極的に、地域農林業を支える何かの役に立つことがある。そういう意味で、地域で果している生産森林組合の絆としての意義を評価しておく必要があるのではないかと思う。

3. 水資源、水土保持機能

水資源とか水土保持機能と生産森林組合の関係の具体例をあげてみよう。大分県九重町桐木生産森林組合の場合、もともと昭和28年の大水害の災害後に自分達の地域の災害を防ぐためもあって造林を部落共同で推進しており、それが現在の生産森林組合に継続している。もう一つ具体例をあげると、福岡県杷木町の志波生産森林組合がある。面積そのものは小さいが、果樹中心の耕地の上部にある生産森林組合有林は、地域の水とか、災害を防ぐという意味で部落全員で造林してきたという経過をもつ旧

村有林を受継いでいる。このように、生産組合は、水資源、水土保持機能を共同で管理して行くという点でも、地域農林業とのかかわりがある。

4. 生産森林組合経営からみた地域農林業との関連

見方を変えて、生産森林組合経営から地域農林業との関連を見よう。生産森林組合の経営が存続するには、組合員がその地域で、全組合員はともかくとして、生活しており、生産森林組合に必要な労働力が確保されるという状態でなければならない。生産森林組合経営自らにとっても、地域で一定の農林業が展開して行くこと、これが重要な問題になってくる。

5. 桐木生産森林組合の具体的事例から

生産森林組合と地域農林業との結びつきが林業だけでなく、農業の結びつきが強く、それが大きな役割を果たしているという具体的事例を見よう。桐木生産森林組合は、組合員67名で242ha(うち人工林154ha)の林野を経営している。組合員のうち農家54戸、非農家13戸である。有畜農家は8戸、肉用牛9頭で、放牧、採草利用を生産森林組合所有地へ期待する度合は極めて少ない。農家のうち椎茸生産農家が35戸で、その比率が高い。平均生産

量は年300kgで年間粗収入30万円で、農家収入の重要な一部門である。

桐木生産森林組合は椎茸原木の競売を組合員に限定して毎年行い。総売上額600万円を見当にしており、その面積は5~6ha程度である。原木価格は立木の伐木、搬出を自家労働で行うこともあって、他地域で購入するよりもかなり安く手に入る。生産森林組合と組合員の結びつきは、椎茸原木供給源としての役割が最も高い。

6. 結びにかえて

研究会に参加した宮崎県門川町役場のN氏は、席上で以下のような発言をしている。「末端として私達が一番考えることは、実は生産森林組合と地域、集落との結びつきを今後どのように考えたらよいかということである。保守的な考え方になるが、長い間祖先が入会林野を守ってきた。ここで近代的な生産森林組合の形式をとって、(これまでの入会林野と)一線を画してよいのだろうかという疑問が浮ぶ。生産森林組合の持つ所有林と地域の発展を結びつけていく方法が考えられねばならない」とし、とくに「生産森林組合を設立した後で最も苦勞することは、分収造林に出すのが正しいのかという大きな疑問点につきあたっているのも悩む」と、地域農林業と生産森林組合との結びつきの重要性を訴えていた。

入会林野「近代化」整備により設立される生産森林組合の定款について

武井正臣

入会林野の「近代化」整備事業後の経営形態として、生産森林組合が設立される例は非常に多いのであるが、その設立・運営については問題が多い。本稿においては、その1つとして、組合定款作成上の2、3の問題点について意見を述べたい。

1. 模範定款について

生産森林組合の定款については、農林大臣が模範定款を定めることができることになっている（森林法103条3項・「入会林野整備事業関係通達集」163頁の模範定款を参照）。ところで問題は、各組合が定款を作る場合に、その内容を、この模範定款どおりにしなければいけないか、あるいは適宜修正してよいかという疑問である。結論から先にいえば、必ずしも模範定款のとおりでなくてもよい。模範定款は、定款作成者の便宜を考慮して1つの指針を示したもので、一種の行政指導という性格をもつ。したがって、森林法の規定に反しないかぎり、模範定款と異なる定款を作っても、もちろん、有効である。

組合の実態はそれぞれ違うのが当然であり、したがって、定款もそれぞれ独自の内容をもつのがむしろ自然である。しかし、ややもすると表向きには模範定款通りの定款を作り、現実の運用は別の内規によって、おこなうというような二重性格的な方法をとるところが少なくない。これは大変まずい方法で、あとで紛争のたねともなりかねない。定款は、実際に使える内容のもので

なければならない。飾り物ではないのである。模範定款は大いに参考すべきだが、盲従したのではかえってその趣旨を誤る結果ともなる。

2. 旧入会慣習との関係について

入会集団が、「近代化」整備により、生産森林組合に転換するについては、精神の切替が必要だという意見と、なるべく旧慣習を維持すべきだという意見とがある。私は、入会の良い伝統は残すべきだということと、入会権者の多くもそう考えていること等の理由により、後者の意見を支持したい。もちろん、この際、今までの入会慣習を総点検して、不都合不合理な点は是正すべきであるが、入会が過去何百年にわたって、地域社会の人々の生活と経済に役立ってきたという良い伝統は、将来も崩さないような工夫をこらすべきものと思っている。

若干気をついた点をあげておこう。

(1) 組合員の資格

森林法上は、出資資格と居住資格とがあるが、入会の原則および将来における地元住民の繁栄という観点からいって、両資格をともにそなえているもののみを組合員とするのが望ましいと考える。ただ居住資格については、一時的出嫁とか、近隣の「地区」外地への移転者をどう取り扱うか等の問題が起こり得るが、いずれも旧慣習で認められていた程度、あるいは居住に準ずる資格があると認め得る場合は含めても、本来の趣旨をそこな

ことはないであろう。取扱いの基準解釈等は、施行細則等で決めておけばよい。

(2) 離村脱退時の持分払戻しの範囲

組合的原則からいえば、生長資産のすべてに及ぶべきだという意見も説得力がある。しかし、入会慣習からいえば、無償の失権が原則であった。「入会山は、地元住民の利益に奉仕する」という伝統を生かす立場から言くと、無償に近い範囲に止めた方がよいのではないか。法的には「持分の全部又は一部の払戻し」を定款で定めればよいことになっているのだから、従来の慣行を考慮して、適当な範囲を決めて、定款で決めておけばよい。ただし、離村した人がお金や労力を出して、造林育成した立木については一その立木にかぎり一伐採利益を還元すべきであろう。

(3) 総会の決議

入会の慣習では、全員一致が原則であったが、森林法、あるいは模範定款では多数決でもよいことになっている。しかし、多数決制度では一裏目に出ると一少数者の正論が無視されて、とり返しのつかないことにもなりうる。この点、入会の全員一致主義の方が、安全である。ただし、これも理由なき反対論者によって事業が妨害されりという欠点はある。私の考えでは、事項によって適当な軽重をつけて、能率と安全の両方をできるだけ両立させる努力をすべきだと思う。たとえば、定款の訂正・組合の解散・所有地の売却等は全員一致を要することとし、他の議事は、比較的軽微なものは単純多数決、重要な財産処分等は加重的多数決というふうに、事の軽重にしたがって取扱いを変えていくのが、賢明な方法ではなかろうか。

生産森林組合の実態と問題点

— 長崎県における事例より —

長崎対馬支所 吉嶺芳徳

<はじめに>

長崎県北振興局管内は、3市14町2村からなり、民有林面積47,238haで、そのうち、3,793haは入会林野である。管内の入会林野は全民有林の8%を占めており、面積的には比率が小さい。1集団あたり15ha

で、1権利者あたりにすると0.26haであるが、従来林業経営が粗放で権利を明確にし、農林業の利用増進をはかるためには、重要な意義を有している。

入会集団を広域別に整理すると、表-1のとおりである。

表-1 入会林野の状況

区分 入会林野面積	入会集団		面積		入会権者		一入会集団当り		一入会権者当り平均面積
	数	比率	面積	比率	数	比率	入会権者	面積	
ha		%	ha	%	人	%	人	ha	ha
0.1~1	59	22.9	49	1.3	3,493	24.2	59	0.8	0.01
1~10	99	38.4	400	10.6	4,721	32.7	48	4.0	0.19
10~50	83	32.1	1,822	48.6	5,053	34.1	61	22.0	0.26
50~100	12	4.6	789	20.8	778	5.4	65	65.8	1.01
100~200	5	2.0	733	19.3	409	2.8	82	146.6	1.74
計	258	100	3,793	100	14,454	100	56	14.7	0.26

入会集団の61%は10ha以下で、10ha以上は100集団にすぎない。面積では10ha以下は、12%であり、10ha以上で88%を占めている。入会権者は各規模ともほぼ同様で、平均56人である。

<入会林野整備状況>

県北振興局で入会林野整備を本格的に指導したのは昭和45年度からで、昭和48年度までに26集団が整備完了した。

入会集団、入会権者で10%、面積で27

%が整備されたことになる。10ha以上で見ると入会集団、入会権者とも20%は整備したことになる。整備済1集団あたり面積、1権利者あたり面積とも全入会集団と比較12.5倍である。比較的経営規模の大きいものや、入会林野に依存する度合いの高いものから整備がすすめられているものと思慮される。

<入会林野整備後の林業経営>

入会林野整備済集団の林業経営状況は表-2のとおりである。

表-2 入会林野整備後の経営

区分 入会林野面積	協業経営					個別経営					
	集団数	面積	直営			分収林	集団数	戸数	面積	利用	
			人工林	天然林	その他					林業	林業以外
ha		ha	ha	ha	ha		戸	ha	ha	ha	
1~10	4	29	13	9	1	6	1	1	0	0	0
10~50	15	244	77	19	34	114	5	54	18	17	1
50~100	4	201	75	38	37	51	3	104	43	36	7
100~200	3	353	52	102	66	133	3	124	47	34	13
計	26	827	217	168	138	304	12	283	108	87	21

整備済面積の89%は協業経営で、個別経営は11%にすぎない。個別経営は、田畑の

隣接地や山林を従来より割山利用していたもので、新しく分割したものは僅少である。割山は26集団中12集団で、283人が108haを分け、1人あたり0.38haである。経営規模の大きい方にあり、小さいものには少ない。協業経営のうち63%は直営林であるが、37%は分収林であり、特に10ha~50haでは47%を占めており、第三者による経営に委ねている。人工林率は63%と高率であるが、59%が分収林である。

<むすび>

- (1) 10ha以下の零細な入会集団が多く、10ha以上のものは39%の100集団で、面積的には88%の3,344haで、10ha以上の入会林野を整備すればほぼ初期の目的は達成される。
- (2) 入会林野の整備状況は、全体の10%、面積的には27%で、経営意欲の高いもの

や入会林野に依存する度合いの高いものから整備されつつあり、整備の進捗は順調である。

- (3) 整備後は協業経営をするものが89%であり、分割することによって取得する面積が小さいため共有とし、さらに生産森林組合に現物出資をするものが98%を占めている。
- (4) 協業経営地の人工造林率は63%で、民有林の人工造林率40%と比較して高いが、資金不足、経営能力不足等に起因すると思われる分収林が多い。分収林は37%を占めており、今後生産森林組合の経営指導や、税制上の優遇措置が望まれている。
- (5) 個別経営とするものは全体の11%で、その割合は低い。80%は林業の利用であって、一部農地や宅地等が含まれているが、いずれも農林業の利用の増進がはかられている。

生産森林組合の現況と問題点

— 高知県における事例から —

高知県林業課 西 森 正 信

1. 現況

高知県には、入会林野整備によって設立された組合が19組合あり、経営面積で見ると最小は5ha、最大は205ha、出資金は15万6,000円から最高は1,040万円となっている。組合員数は6人から多くは206名を数える。事業地ごとの施業形態は別表のとおりで、全地人工植栽をしているもの、人工植栽によるスギ、ヒノキの育林と樺茸原木備林を合わせて、経営しているものに分かれている。

2. 分収造林による収益について特別法人として優遇措置があるか。

労働力の不足、資金手当の困難なことから、林業公社と分収造林契約を締結しているもの、入会林野整備以前に、部落有林(入会林)を部落代表者数名と県との間で、木竹を所有する目的で、地上権設定契約を締結することによって、県行造林地として施業しているものを入会林野整備により、生産森林組合に現物出資したものがあつ、あと一件、このような形態の生産森林組合

の設立を考えているが、①今後、組合運営のうえから別の方法を取るべきか、取るとすればどのような方法が考えられるか、②分収造林地についても、伐採収入について特別法人として優遇措置があるか。

3. 組合員の資格について

スギ、ヒノキの一斉林を育成する場合、間伐収入に至るまでには、20年以上を要することとなり、その間の保育費用は当然組合員の負担となるが、組合員の中には、部落内にとどまって農林業に従事する者のみでなく、出稼ぎを余儀なくされる者もあり、生活の基盤を地区外に求めるものも出て来ると考えられるが、この場合、模範定款例に基づき、地区内の森林を現物出資していることから、組合員として在籍できないか。

4. 脱退者に対して設立時の出資額だけ払い戻すのは不合理ではないか

組合員の脱退の際の持分の払戻請求権は、模範定款例によると、その者の払込済出資額に相当する額にとどまり、成長資産に及ばないとされているが、裸山に植栽し、法人としての優遇措置を受けるため出役した

時の賃金も受け取らず、伐採に至るまでの間に脱退した場合の払い戻しが、当初の出資額にとどまるとあっては、事業を続行していく残存組合員に対する奉仕であって、協同事業の理想からは程遠いものがあると考えられる。現物出資の場合、評価額を満額評価していないことから考え合わせて、脱退者について成長資産の評価に基づく払い戻しを考えるべきではなからるか。

5. 入会権者が即生産森林組合員になることについて

生産森林組合を設立する場合、息のながい事業であるだけに、組合員は気心の合っていることが必要であるとともに、山林の経営についても熱意があり義務も果たすことができるものであるか否か、十分検討しておく必要があるが、入会林野整備による組合の設立の場合、入会権者即生産森林組合員という場合が多く、運営の場で協調を欠く等のことが心配される。そこで組合設立に当っては、権利者間で調整をはかり、熱意もあり、かつ条件をもみだし得る者についてのみ組合員となるよう、積極的に指導してよいか。

生産森林組合と牧野利用

大分県九重町企画室 森 有 為

入会林野近代化法に基づいて整備された九重町内の生産森林組合はそのほとんどが牧野利用を行っている。その要因は次のことからである。

1. 入会林野近代化法に基づいた農用地は、農業生産法人に出資する場合、所有権移転の過程で農地法第3条2項2号により、出資できないのではないか。農地を取得する

者は、自らその事業を行わなければならないと同時に、農地を出資する目的での取得はできないと、解釈される。

2. 入会林野よりの収益金はその部落の公共事業費にあてられる。という事は、部落全戸（入会権者）が組合員になれる法人でなくてはならない。
3. 入会権者の多様化により畜産農家が激減

し、採草放牧地の必要性が薄れた。

4. 畜産農家及び役牛の激減は、畜産価格の不安定と農作業の機械化により、役牛としての必要性がなくなったためである。
5. しかしながら、玖珠地区の入会林野は豊後牛の生産基盤として重要視されているので、将来の畜産事業開発のため牧野の確保が望まれている。

生産森林組合と分収造林

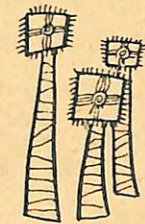
鹿児島県庁林政課 馬 場 透

1. 生産森林組合は、森林経営の協同化をその生産面において徹底して行うもので、所有と経営と労働の一致を原則とし、それらが組合員により提供されることが他の法人と異なる。
2. しかしながら、現実には、組合の所有面積、組合員数、組合員の職業、年齢等生活環境により、組合の能力に限界があるのを理由に、多くの組合が無駄のない財産運用の一方法として、契約造林を行っている。契約事例によっては、法令に照らし、適当と認めるもの、認めがたいものと種々あるが、一般的に、現実には契約利用を促進する

要因が増加しつつあり、基本的な対応策としては、入会、生組設立認可の時点で検討をきびしくするか、あるいは、設立後の指導監督を徹底するかにかかっているが、実務担当者の立場からすれば、時代の進展に即応した制度への改正が望ましい。

3. 主な問題点

- (1) 労働力の質的、量的減少傾向の影響大
- (2) 経理事務能力の低さ
- (3) 近代的経済結合集団への未脱皮
- (4) 制度が前提としている「法正林経営」に至るまでが困難



<シンポジウム>

司会 中尾 英俊 (西南学院大学法学部)
 堺 正 紘 (九州大学農学部)

発言者 (発言順)

石 蔵 精 (福岡県林政課)
 武 井 正 臣 (島根大学文理学部)
 石 坂 玉 喜 (大分県安心院町)
 植 田 昌 宏 (林野庁森林組合課)
 篠 原 武 夫 (琉球大学農学部)
 笠 原 義 人 (九州大学農学部)
 森 有 為 (大分県九重町企画室)
 西 森 正 信 (高知県林業課)
 重 石 巧 (大分県日田市農林課)
 佐 藤 英 男 (熊本県南小国町管財課)
 松 平 三 郎 (熊本県林政課)
 神 代 良 忠 (佐賀県林務課)
 野 村 秀 雄 (宮崎県林業指導課)
 吉 嶺 芳 徳 (長崎県対馬支庁)
 馬 場 透 (鹿児島県林政課)
 大 野 直 (愛媛県林業課)
 山 上 三 郎 (佐賀県林業協会)
 岡 森 昭 則 (九州大学農学部)
 真 孫 義 之 (長崎県対馬林業公社)
 奥 山 博 (長崎県対馬支庁)
 渡 辺 省 蔵 (長崎県五島支庁)
 野 瀬 哲 也 (長崎県林務課)
 藤 本 遵 (山口県治山課)
 木 元 雅 信 (大分県佐伯事務所)
 平 良 喜 一 (沖縄県林政課)
 佐 藤 友 彦 (大分県林政課)
 江 藤 薫 (大分県九重町企画室)
 井 上 義 輝 (福岡県林政課)
 長 友 格 (宮崎県西臼杵支庁)
 白 石 決 (愛媛県林政課)
 永 田 勝 (宮崎県門川町役場)

中尾 今から討論にはいるが、問題を次のようにしぼりたいと思う。第1は生産組合の設立前、特に入会整備あるいは設立に関連する問題、第2に設立後の問題として、組合の団体としての性格および組合員の資格に関する問題、第3は経営問題、これに牧野経営、分収造林の問題および税制、財務も含める。第4は生産組合の問題とはいえないが、法人形態をとらない協業経営の問題。この順序で討論をお願いしたい。最初に設立の問題について御意見を出していただきたい。

石蔵 主に模範定款の問題であるが、従来までの離村失権、復帰すれば権利を取得するという慣習を変更することに対する抵抗性が強い。特に福岡県の場合は規模が小さく、部落が山を利用して生活するという実態はなく、年間に1~2回の賦役に出る程度で、山林に従事する者は少なく出不足金を徴収している。

そういうわけで山に対する熱意はあまりなく、この中で生産組合に移行するとなれば、どうしてもここでは生産組合を脱退してお金をもらおうという形が出てくる。既にそういう例があってその資金の調達等組合内部で問題が出てくる。部落に金がない時には、借入金をもって出資金を払い戻すという形をとっているため、当然今後の利子負担がでてくる。そのため、生産組合への移行への抵抗が生ずる。これには確かに意識の問題があると思う。

今までの慣習的なやり方から意識を変換させて近代的な意識にたつという問題が根底にあるが、現実として整備は非常にむずかしいという実態を報告しておきたい。

武井 森林法99条で持分の全部または一部

の払い戻しを請求することができる」と規定されている。従来は離村失権、ただ若干の餞別ぐらゐはやる例が多いと思うが、この餞別がこの一部の中にはいるのではないか。持分の一部を払い戻すという定款を定めても99条に違反しないのではないか。ただし払い戻しが全くのゼロというのは具合が悪いと思う。

石坂 私の集団では110名の入会権者がいる。慣行を成文化することに衆議一決して入会整備事業を始めたが、記名共有者の所在不明等が多く、整備が遅々としてすすまない。これが一応申請して生産組合になると、その資金調達はどうか、あるいは資材調達は資材をどう調達するのかとといったことが目前の問題である。労賃や資材購入のため、助成金、低利融資をうけられるのか。

植田 入会林野整備に対する国の助成措置として、計画造林をやった場合には点数加算をやっている。年間5haをやる場合に、普通の拡大造林の場合は100点だが、計画造林をやる場合130点にする。10万円の単価の場合、13万円の計算で補助金が計算される。

それから通常、入会林野の場合たと、公庫融資等をうける場合に担保等の設定が困難であるし、その面から融資ということから遠ざかっていたわけだが、生産組合になると組合がそこそこで責任をもつから、当該林地等の担保も設定できるため、公庫融資等もうけることができる。

中尾 生産組合への移行段階で問題はないか。
 篠原 生産組合は、入会林野の延長上にある過渡的形態とは具体的にどういうことか。

移行する目標があって、目標に対する過渡

的形態だと思いが。

笠原 入会林野が個別権利化するという全体の流れの中で、また各組合員に分割所有させるまでには至らない、それを何とか維持したいという形で生産組合ができてきているわけで、それに対して過渡的形態という言葉を使っているわけだ。いずれ、その生産組合において入会林野が、個別的所有に移っていくかどうかは問題と思いが。

定款との関連で、福岡のある組合でこういう誓約書を書かないと組合に入れない所がある。その内容は、地区内に住所をもたなくなれば、無償でその出資持分を組合に返還しなければならない。しかも当組合の定款を遵守するのは申すに及ばず、先の条件を相異なく履行することを誓約しますというものである。まさに過渡的な問題だと思いが、それが矛盾したものが中にそのまま残っているし、事実この部落では設立してから数十年たっているわけだが、それをそのままひきついでいる。

植田 今の一枚を入れる場合に定款上はどうなっているのか。

笠原 定款は模範通り、26条に脱退時に規定により算出した持分の払い戻しをすることある。まさに矛盾したことだが、実際なおかつ、生きて経営されているわけで、現在までは問題はおこっていない。

それを指導上、どうするかは問題だが、この組合は旧村有林をそのままひきついでるので、地区内にはいればただちに加入できる。ただし配当は部落公共費に使う。だから生産組合といっても、村有林をその地区で管理しているというのが実態である。

堺 組合員の資格にはいつているので、その問題をとりあげたい。

篠原 入会林野を整備していく場合、権利者の全員一致で整備がなされると思っている。模範定款によると賛成多数、そうすると入会林野の本質とどうも相反するよう感じがして、訴訟問題がおきた場合、その本質からして問題があると思いが。

武井 入会近代法により整備すると、入会権が形式的には消滅するので、仮に入会集団の旧慣行と異なる定款ができたとしても、それは有効であって、法律上は問題はない。ただし、旧慣行と著しく異なる定款を作ることは、当事者の真意に反する場合があつて、そこに問題があるのではないか。だから当事者の真意に沿うような定款をつくらなければ、法律上の問題はなくてもあとでどたどたが起きる。そういうことは、避けるべきだと思いが。

定款をつくるのは、総員の一致によるということになっているが、具体的には数名の役員が原案をつくって、総会を開くか、印刷物をくばってこれで意義はないかとたずね、さしあたり困るようなことでもない限り、よくわからないけれどもよかろうとになって賛成してしまふ。形式的に満場一致となり、そこでは形式的に真意は結集した形になるけれど、真意とははなはだむずかしいもので、よくわからなくて自分の真意を表現した恰好になる。おそらく訴訟で争われたら、それが真意でなかったという反証をあげることは、組合員には不可能だろう。

訴訟というシリアスな問題になってくると、これでひっくり返る恐れはないが、よくわからずに拍手をしてしまったというような場合も多いと思いが、あとからブツブツと文句がでてくる。ところが生産森組

は少なくともできた当初、あるいはそれからしばらくの間は、旧入会意識というものが濃厚に残っているから、運営上いくつかの問題を生ずる。あの時、お前は賛成したじゃないかといつても、いや、あの時はえらい人がつくったことに一応賛成しただけで、おれはそうではなかったと答えることになる。法律的に争えば覆る心配はなくても、そのために集団内部、あるいは当該集落の人間関係にひびがはいるといふことは考えられるわけで、そのよくなまづい事態を避けるため、定款をつくる時は注意して作る必要がある。

堺 組合設立後、こんなはずではなかったという問題が、具体的に発生してきているのかどうかについて意見を伺いたい。

森 定款に対する権利の問題でなくて、経営経理で問題になっている例がある。入会権者は農家の人が多く、帳簿関係のことはあまり詳しくないので、毎年一回、総会をしてその報告書類を税務署や県にださねばならないが、これをどうしても組合段階ではできないという困った事例がある。

九重町の場合、どういふふうに指導していくかということ、県あるいは森林組合を通じて、その指導体制の確立を考えた。まず、組合員の中から経理関係のわかる人を選んでもらって、その中で指導しようかという意見があるが、そうすると組合の役員が同一人に限られるということになる心配があり、たいへん困っている。どんな経理関係の指導を、県あるいは町村の方でされているか聞きたい。

植田 生産森組の経営処理にいろいろ問題がある。鹿児島県では、施設森組にたのんでいる例があり、兵庫県では、いくつかの生

産森組が共同で事務専任職員をおいて、そこで経理の処理をしている例がある。

中尾 組合員の資格の問題をとりあげたい。午前中、入会権者全員を組合員にするのは問題じゃないかということ、出稼ぎ者をどうするかという問題もあったので、そういう点を議論してほしい。

西森 設立されたあとの問題になってくると、その山林経営に熱意のない者が、入会権者であったということだけで、組合員になっていくことは、後々の経営にひびがはいってくるのではないか。

中尾 適当でない者を組合員からはずした例はないか。

重石 大分県日田の例だが、入会林野から生産森組を設立する段階において、この際生産森組に参加をしようしない者を整理し、生産森組というのは、自分達が山を経営するんだという認識を強く植え付けた関係で、その後、経営にそのような問題は起きていない。ただ今までの段階で、入会林野の中で共同利用していて、ある者が参加していないとか、あるいは参加しているという関係で、いわゆる地ならしをするということ、1人当50万円程度の権利金の譲渡が行われた事例はある。

中尾 いまの例のように、やる気のない者にはいつてもらっては困るとして、お金で処理するということになると、「じゃあ、俺も金をもらって抜けよう」とする者が、沢山出てくることはないか。

石蔵 具体的な事例としてはまた聞いてはいないが、大体入会権者に後継者がいない場合など、話し合いのうえ、裏金ではじめから権利者からおとしているようだ。

武井 いまの日田の場合、入会権者の持分権

にあたる土地なり、立木なりを評価して、いわばそれを買い取ったという形でお金を渡したのか。

重石 立木の評価分だけを払い、土地は部落有地だからということで、評価していない。中尾 組合員の資格の問題で、こういう人はいっていかどうかということは、牧野経営などで特に問題になると思う。それについて意見はないか。

佐藤(英) 私のところ、熊本県南小国町は少し遅れていて、このひとつ前の段階で苦労している。問題点は権利関係の調整であって、日田のようにやめるという人もいるが、立木だけ評価して土地の評価をしなくとも放棄してもらえる状態であれば都合だが、なにせ、現在ではいくら金になるものか、お互いに見当がつかなくて、なんとかして権利を保護しておこうということで、すんなり生産森組に移行することは不可能の状態にある。

人の調整については、集団からこの人は権利者であるという判断が出れば、それなりに決められるが、入会地であったが分収造林の跡地につき、入会権が復活するかしないかが問題になっている。

松平 南小国の場合は、入会権者の範囲がまた明確でなく、入会権者の構成の問題で、これをどういうふうに整理するかという段階にまでは至っていない。

他の例はないが、年寄りであるとか、女子供であるとかで構成員に参加できないため、自発的に、しかも無償で権利を放棄した例はある。

森 九重町の場合、山に参加できない、法人組織に参加できないという部落があって、その場合の解決をつけた例がある。それは

権利者中、持分を生産森組に出資して、組合員となる者とならない者との2つに分け、組合に参加しない者には、土地を個人有として分割した。

中尾 権利者全員を組合員にすることがいいかわるいかの問題以前に、権利者は一体誰なのかという問題が深刻にあらわれてくる例もある。

つぎに生産森組ができて、よそに働きに行った方が良いと考えて、組合員が脱退している例がある。このように都市化がすすむにつれて脱退者が増えている例はないか。

神代 病院に入院していて、将来帰ってくるだろうということで、まだそこに生活基盤があったもので、そういう人も生産森組に加入させねばならないということで、入れている例はある。

中尾 過疎問題、出稼き問題に関して、出稼き者の取り扱いをどうするかという問題がある。

野村 私はいっそのこと、生産森組を解散した方がいいんじゃないかということで、相談をうけたことがある。

宮崎県日ノ影町の例だが、はじめはどしてもつくりたいということで、13人で生産森組をつくったわけだが、380町歩くらい、直営地が150町歩ほど、あとは分割したわけで、それならばできるだろうということだったのだが、何年かたつうちにみんなが出稼きにいくようになり、それで山の施業も協同でできないので、いつのまにか分収林に出そうということで大部分を分収造林に出して、直営地が7町歩くらいになってしまった。それに7町歩の山も25-30年は手は入れない。全くの休

眠組合たということで、解散した方が経理面も気にしなくていいし、何とか解散命令を出してくれませんかと県に陳情にきたのだが、それはダメだ、7町歩でも施業をやっていけと指導しているところだ。

土地全部を分収林に出して、実際の直営地はないという例が先程あったけれども、そういう問題から見ても、生産森組をつくった時、林業の効果的利用というのができない場合もあるし、まして作ったためにかえって悪くなった事例もある。というのは、従事業務を果せない人は、金をおさめればよいという集団もあったわけだが、そういうことなら何もつらい山仕事に出なくても、2,000円なら2,000円の出不足金を払って、自分は出稼きか、町工場に勤めた方が楽なんだということで、組合員の連帯意識がうすれてきたという所もある。

吉嶺 組合員の資格について森林法86条第2項に、第1号として居住の条件が組合の地区内に住所を有する個人、第2号として組合の地区内に有する現物を出資する個人という2つの資格要件があると思うけれども、出資した後離村した場合に、その者にも権利があるのか、それとも法定脱退になるのか。入会慣習としては2つの要件がなければ、組合員たる資格がないから、離村すれば組合の経営能力がないということで、組合員として脱退してもらいのが当然であるから、組合の規約で両方を満たさなければ、組合員になる資格はないと思うがどうか。

武井 それはさしつかえなからう。私はやはり、遠い将米はともかく、近い将米については2つの条件を満たすものというふうに定款で決めておいた方が妥当だと思う。

たださっき、その居住条件をあまり厳重にいうことは、2-3年ぐらゐの出稼きする者が組合員の資格を失なうことになるので、どうだろうかということがあったが、その場合には数年ぐらゐ出るのだけれども、家屋敷をおいている者は、また帰ってくる前提で居住条件を満たすものとみなすということにして、居住条件を入れておけば良いと思う。

野村 組合資格というものを定款に定めた場合に、模範定款ではその地区内に住所を有する個人と、その地区内にある森林を現物出資する個人というふうになっているが、これはそのうち、どちらでもよいという解釈のもとに定められているのか。

我々は以前、2つに分けて指導していたが、それでは部落の入会慣習から見て、生産森組の組合員資格を模範定款通りにやった場合は、どうも部落の今までの慣習と矛盾する場所がある。というのは、部落に居住していて組合に森林を現物出資した者だけに、組合員資格をもたせなければおかしんだと解釈しているのがほとんどであり、どちらかを満たせば良いというのであれば、第1号のその地区内に住所を有し、居住する個人という条件だけを満たせば良いなら、現金加入だけでもいいわけであり、第2号の方でその地区内にいなくても、森林を現物出資しさえすればよいという解釈になるのではないか。それで部落の意志に沿って、とにかく地区内に住んでいて、なおかつ現物出資をする者でないと組合員にできないというふうに指導している。

植田 26年の森林法施行の際の施行通達においても、施設森林組合関係の組合員の取り扱いについては、法律に規定された資格を

有する者を除外しないようにしなければならないとなっている。

生産森林組合についても同じ事が云える。特に生産森組の場合でしぼられているのは、 $\frac{2}{3}$ 以上は組合の事業に従事できる者でなければならない。したがって $\frac{2}{3}$ というのは、地区外にいる者も含まれているのではないかと推定されるわけである。よって定款上、これこれの地区から出たものについては、組合員の資格を失なうというところは、知事が設立認可をする際にどういふふうに判断するかということが問題ではないかと思う。

中尾 今、出ている意見は、たたちに資格を奪うのは酷であるという西森説（午前中の報告）と、立法主旨からどちらかを充足すればよいという植田説と、入会慣習から云って、転出すれば組合員の資格を失なうとする方がよいという野村説がある。

私の意見を言わせて頂くなら、立法主旨はどうあれ、解釈論として必ずどちらかひとつでよいという解釈は非常におかしい。地区外居住でもよいというならば、みんな転出してしまえば、常時従事義務が果せず、組合は成り立たない。どちらかひとつでよいとするのはおかしいと思うので、どちらにも必要とする解釈をとるべきだと私は思う。

石坂 生産森組で他出した者の権利が、組合員と同等であるとは考えられない。というのは、過去、入会の際には大字の字費をもって税務負担をやり、労働を提供して維持管理してきているのに、それを生産森組になってから、山の生活ではやっていけないから、権利を保有したまま他出し、生産森組の作業に従事せず権利を保有することは、

組合員の意思に反すると私は解釈している。その辺はどのあたりまで資格条件にはいつてくるかをたずねたい。

武井 要するに旧慣行からはずれた規約をつくと、結局規約の実効性を保証できない、あるいはそういう規約であるならば、我々は賛成しないということになると思う。

旧慣行で著しく不合理であるとか、そのために著しく生産性を阻害するとかというような点は、この際修正した方がよいが、そうでないものは新しい規約の中に、この森林法の規定によれば、すべて盛り込む余地はあると思う。

だから当該地区内に住所を有するということについては、従米の入会慣習であると隣接町村に転出した場合ぐらい認められている。山仕事などの賦役に出てこれる程度の所ならば認めており、居を移したというだけで認めないというのはこれまた不合理である。居住条件を細かく配慮して、たとえば実際の山仕事に参加できる所に住んで、組合員としての具体的な協同作業をするのにさしつかえないならばかまわないという、ただし書をつけてもよいだろうし、さっきの出稼ぎの場合には、特に理事会か総会かの承認を得ればよいということ、組合員の人々が納得でき、その内容として最も合理的だという定款を事細かく作っておけばいいのではないか。それをつくってはいけないうことは法律上ないと思うし、模範定数のようにパッサリ切ってしまうのは、具合が悪いと私は考えている。

馬場 鹿児島では、組合員の資格のところは1号と2号をいっしょにして、地区内

に住所を有する個人であって、地区内の森林または現金を出資するものとしている。この地区内とは、その地区に近い所も含めて考える。こういう住民からの希望が強い。大野 愛媛県では、生産森組の組合員については、模範定款に定められているとおりで、現在どちらかの条件を満たせばよいということをやっている。出稼ぎなどの場合は、またもどってくるのでそういう問題はないが、住所を移した場合には、生産森組では脱退してもらった方がいいという考え方が強い。

神代 佐賀県では、都会へ出て行っても家があるのでまた戻ってくるから、ぜひ入れてくれという部落の方の要望で入れている。

さっき云った病院に入っている人は、ひょっとしたら地区に帰って来ないかもしれないというのだが、それでも部落の人が今までいっしょに働いてきたから、ぜひこの人も組合員に入れてほしいという要望が出されたので、また家もあるため生活基盤は部落にあるとして組合員に入れている。

植田 生産森組を作る段階において、旧慣を取り入れようとする考え方が、今までの議論の中で強いように思われる。入会林野整備の段階においては入会慣行というものがそこで御破算になって、新しい協同組合として発足するのである。たとえば、整備の段階でどの者も合意してそこで事業を営むということで、設立の段階における定款をみんなが承認するわけである。その後の経済変動によって、出稼ぎなりいろいろな事がおこる場合もあるが、しかしその場合に運営の仕方があるのではないか。従米のように、出資金の配当をしなければならないというのが今度は選択的になったので、た

とえば出資配当は後まわしにして、従事割当だけでやっていくことになれば、地区に残る者も森林経営という方向に向いていく。出資配当はできるだけおさえるなどしてすすめていくようにして出稼ぎの問題に対処するなり、また離村した者については出資譲渡の斡旋で、在村者の組合員に出資を割り当ててもらおうというようなことですすめた方がよいと私は思う。

石蔵 従事しない人が出不足金を払うという慣習が残っている場合、生産森組でも出不足金をもって平等に従事割当をしている例がある。ほかにも生産森組で出不足金を取っている例があるかどうか知りたい。

山上 佐賀県では実際、入会林野整備計画書を整備協会の方に委託している。入会林野整備計画が認可公告されると、それが入会権を喪失して新しい生産森組にかわるわけだが、しかし部落に行つてそのあたりを説明しても、部落の人達は旧慣の事が頭に残り、それが障害になっていて説得してもむずかしい。

模範定数をいじってはいけないうけれども、各県の方々が作成される場合、実際どの程度修正をしてやっているのか聞きたい。それから今の出不足金については、私の部落では、私が実際に生産森組の理事もやっていて、会計を担当しているが出不足金をとっている。

武井 島根県では、模範定款は大いに修正するように云っている。これは別に林野庁に反旗を翻しているわけでもなくて、模範定款というのは行政指導の一種であり、それは何かひな形がないと実際に定款を作る時困るだろうということで作られているものである。これは一例であってどんなもので

もよい。森林法に違反するようなのはいけないが、どのような形でも有効であり、それぞれの土地の事情にあった定款をつくるべきで、一言で言えば、模範定款に盲従してはいけないということである。農協、漁協の定款がほとんどみんな模範定款であり、全部印刷してあって自分の組合の名称や所在地だけ書きこめばよいようになっている。これは全くナンセンスであり、実際は定款とかなり違うことをやっている。大体、これで問題は起こっていないが、いざ事が起こるとあの定款は飾りだと言ひ。飾りになるような定款を作るべきではなくて、飾りになるのは模範定款に盲従しているからである。模範定款を手本として、さらにそれを吟味し、森林法を検討してその土地の事情に適し、かつ実際に行われうる定款をつくるのが、本来の定款の作り方である。

中尾 時間の都合もあるので、あとでこれに関して問題も出てくると思うので、次に分収造林、経営能力、牧野経営を含めて、生産森組の経営問題にうつりたいと思う。

岡森 入会を整備して、生産森組にすればよいのか悪いのかという問題だが、もし仮りに生産森組をつくった場合に、よくやっている所と休眠状態にあるのと報告の中でいられる原因は何に求められるのか。

入会の場合、解体程度によってかなりちがうのではなからうかと思う。というのは、農林業、まあ農業が中心なのであろうが、その基盤が非常に強固な場合には、入会整備を無理にやらなくてもよいということになるかもしれない。その農業基盤がしっかりしている場合には、生産森組を総意のも

とに作ったら、うまくいくのではないか。逆に農業もため、出稼ぎなんかの状態にあるところは、休眠の状態になるのではないか、という感じを持っているが、そうした場合にはいかに定款を修正し、あるいは運営方法を考えたとしても、生産森組の発展方向というものを見いだせないのではないか。生産森組に移行する場合、入会関係の解体程度によってどう定款を定めるか、あるいはどういった方向の生産森組にするかということが決定されると思うので、そのへんを考えてやる必要があるのではないか、また、一律に生産森組にしてよいのかどうか。

馬場 みんなを入れてすすめていかなければいけないとか、みんなでやろうという形で整備がすすんでいくと、造林とか保育とかに従事する場合に、お互いに職場も違うし、また年齢も違えば、思うようにやっていけない。そういう点で農業基盤が充実している所、またまとまって小さい集団でやっていけるような所では、非常に結果がよいという一般的な評価はできると思う。

また一律に生産森組にしていのかどうかという問題を考えているが、さすれば、どうした方がよいのかということになると仲々難しい。

吉嶺 対馬には、漁業中心の部落が非常に多い。部落において入会集団の大きい所は、分割利用形態をとっている。しかし分割利用しながらも、実際の造林はなされていない。もう少し経営効率を上げるような利用の増進をやるべきではないかというのが、考えられる問題である。それで農業中心の集団では、分割利用のところもたいぶ造林がすすんでいるが、しかし漁業中心の部落

では、造林がいっこうにすすまない。また対馬では主幹産業に椎茸をやっているが、1,200名で500t生産を目標にやっているが、そういう部落においてはコナラ林の活用もなされていないということが一般的に云える。

長崎県北地域は比較的面積が小さくて、それで従米から部落山としてある山を、この際、その経営能力のある者でそれを分割利用しようという話を、私が皮肉に持ちかけると、「いやそういうことはしてくれるな。2反、3反分けてもらっても話にならない。」ということで猛反対をうけた。やはり、何か共同経営をやっていききたいという気持が強いようだ。それが20~30ha中には10ha未満という組合も多く、そういう者をどういう形態にするのがよいのか、しかもそのメンバー数は相当多く、今後の経営形態は何がいいのかということになると、現在のところ、生産森組が一番適当ではないかという気がするわけである。何か適当な経営体なり、そういう経営のできる組織体ができないものだろうかというのが、私の悩みである。

堺 経営上の問題では、分収造林の問題が随分出されたが、午前中の報告には分収造林に出す方、いわば地主としての生産森組の話が随分と出たわけであるが、分収造林を引き受ける側にとって、入会林野、あるいは生産森組というのは、どういふ問題があるかということについて意見をお願いしたい。

真孫 私の方は昭和34年に林業公社が発足し、この発足の動機というのが、対馬に存在する入会林野を高度利用していくことであり、そしてまた経営管理能力のない集団

にかわって、経営管理も受託してゆこうということ、委託造林という独特の分収造林と異なったものでスタートした。入会集団にかわって経営管理や資金の導入をやり、従来賦役的な仕事で山の維持をやってきたのを、公社の方で賃金を支払うことで現金収入源にもしていくということで、対馬の公社の発足は入会林野の利用、活用ということ、現在の生産森組の肩がわり的存在として、スタートしておいたわけなのである。そういうことで公庫資金の導入等についても、特別に農林漁業金融公庫と話し合っ、そのように所有形態の複雑であり、保証契約書一本で公庫資金を導入して、どんどん入会林野の開発をすすめてきたわけである。

ところが対馬の造林公社方式で造林開発したらいいんじゃないかということで、全国的に公社造林が広がってきて、そのために逆に私共の方では、地上権登記なしで、県の保証一本でどんどん公庫資金を導入して、入会林野の開発をやってきたのを、公庫の方からも対馬の公社だけ地上権登記なしで、融資をするわけにはいかないと言われ、他県公社なみに登記するように指示された。卒直に云うと、対馬にとっては有難迷惑なことになった。今までそういうことでやってきたので、入会林野整備をしなかったが、他方離島観光ブームで、関西方面の資本が土地の買いしめ等に手を出してきたが、入会林野であるために土地所有権の移動ができなかったのである。そういう面では、そのまま部落の財産として森林が残っていて、公社造林でどんどん森林が開発されているというのが現状である。

最近、情勢がそういうふうにかわってき

て、私の方も公庫資金導入のためには、どうしても入会林野の近代化整備により、所有権を明確にして地上権を登記しなければ、融資をうけられなくなった。そのため県の方にお願いして、対馬の場合は公社造林による開発のために、入会林野の整備を急いでもらっているというのが現状である。現在、公社ではそういうような入会整備による公社造林の推進ということで、部落とのかかわり合いが深くなってきている。

中尾 生産森組をつくって、全部公社造林の契約を結ぶ例はあるか。

奥山 現在のところまでそういう例はないが、いま着手している集団で、実測面積で10町ないかと思うが、そういうところで全部公社造林に提供するのがでてくる気がする。

渡辺 五島では、入会整備が先じゃなくて、まず公社県行造林が先取りして、とにかく先に植えている。生産森組を作った段階で結局正常な生産森組の運営はできないんだということが最初から予想される。

五島にはまた県行造林地で全部、県行造林が先に契約しないで植えてしまって、だから1町歩も自分達の山はないという例がある。部落の親分が篤林家であって、強制的に植えてきている所は、入会整備をしたあとでも、県行造林や公社造林に一町も出さないでも、生産森組をつくりっぱなしに運営している。この2~3の例を除いて、今できている10ばかりの生産森組合は直営事業を全然やらないで、県行造林、公社造林に土地を提供したり、それと少しも変わらない形で、権利者に立木は一代限り、あんなものたということ、固定資産税に見合ひ分の貸付料を組合がとっている例がある。

野瀬 ちょっとつけ加えさせてもらいたい。長崎県の場合、48年度から整備組合をつくらせて、整備計画を県に提出させるといふ段階で、毎年大体15集団、金額にして1集団あたり最高額5万円、県費の予算措置をしている。

藤本 山口県では、生産森組は非常に少なく、生産森組を設立したのが現在までに4件しかない。そんな状態にあるのであまり問題は出て来ず、そんな中で一番問題になっているのは、生産組合を設立するかどうかという部落の考え方を決めるところである。先程福岡県の方からの話しがあったが、脱退する時、持分出資に相当する額を払い戻すという点を心配している。その外、税金問題、他に経理問題など、新しい事に取り組むことに非常に臆病な感じで生産森組に持ってゆけない。

木元 入会整備を去年あたりから手がけたが、今まで慣行では30年でひと口、それで1年に1/30ずつの権利を加算していくということをやっているが、今度、入会の整備をしたと同時に、それが全くななくなってしまふと考えるのか、それはまた継続していてもいいのか。そうすると配当方法が、たとえば従事割配当をする場合にどういった配当の仕方をしていったらいいのか。

植田 従事割配当については、現行制度上では、当該年度の従事日数に応じて剰余金を配当することになっており、したがってその剰余金の出具合によって、1日あたりの日当は5万円にも10万円にもなるかもしれない。

堺 経営問題関連の問題にすすみたい。

篠原 生産森組では農業経営はできないのか。もし農業経営ができなるとすれば、農業生

産法人の方向をたしてはどうか。

森 入会林野整備によって農業生産法人を作る場合、まず農地法による農地の持分取得ができないことにされている。そうすると農地の出資ができないから、農業生産法人ができないのではないかと心配している。もうひとつ、定款の中で生産森組の場合、事業の中には森林を利用して行い農業ということが明確にうたわれている。生産森組組合員の中に、有畜農家が現在かなり減ってきている中で、生産森組として行い事業であるならば、その事業に従事した配当がもらえるのではないかと思う。しかし、それも全員でなく、1/3ほどの人は1/5ぐらいしかない。こういう人に対しても従事したという事において配当せねばならないのか。そして配当の段階の中で、生産森組に収益を及ぼす事業に対してのみ配当ができるのか。

植田 生産森組の事業計画において放牧経営をやるということで、組合の事業収益にかかわるものであれば、従事割配当ができるだろうが、林地を借りて自分が放牧をしているんだということであれば、従事割配当の対象にならない。

森 農業生産法人の設立は、知事の認可もいらず届出だけでよいが、その前に農業委員会に農事組合たる資格に対する意見書が必要になる。私のところで、入会林野整備による農業生産法人の設立を計画したのだが、農地は持分所有ができないということから、まず近代化法では無理であるという県の農政課の解答が帰ってきた。農地法上、農地の持分は取得できないなら、近代化法にもとつた方向での農事組合の設立はできないことになる。熊本の方では、作った例が

あるというのでお聞きしたい。

松平 熊本県の場合には、入会林野整備によって、既設の農事生産法人、牧野組合に出資したのが1件、それから新設の牧野組合に出資したのが1件ある。おたずねのその農地法上の共有持分であるために、農地としての取得ができないということがよくわからない。本県の場合には、農業委員会へ意見書、これは林政課が窓口であるので、林政課の方でひな形を作って、それによつた意見書の方をとっている。それによつて、林政課の判断で入会林野の整備ということをやっている。

佐藤(英) 入会権者の中には、個人の経営の中に農地を持たない非農家に属する人もいるわけだが、この人々も入会地については、平等の使用収益権があるわけであり、その人々が入会整備ができて、自分の所有権の取得ができれば、当然、農業生産法人にしる、生産森組にしる、出資はどちらでも可能かということか。

植田 農業委員会の意見書をもらう段階において、農地を今までひとつも持たなかった者でも、整備によって1haを取得するということで、農業者とみなされる。したがって、その農業者が、自分の所有する土地を生産法人の方へ出資するわけで、そんなふうにして生まれてくるのである。

神代 0.5ha以下だが、前から耕作しているので認めてもらっている例もある。

堺 あまり時間もないので、また発言のない方はぜひ発言して頂きたい。

平良 沖縄県は、52年から整備にはいろいろと考えている。現状は山に投資をする人が少なく、恐らく上の方から、その整備を推していかなければならない状態にある。

佐藤(友) 入会林野整備を促進すべきかどうかという疑問を持っている。整備をしたために、後の組合に問題が出るということになると、やってもやらなくてもあまり変わらないのではないか。非農家の増大という傾向があるということと、転出の問題を含めると、今後の林業の合理的経営というよりは、登記の問題で、入会林野を整備する機会が多いのではないかと考える。普通の財産所有権は、民法で均等相続が行われるが、入会権の場合はそういう相続でなくて、その家をとる人が入会権を継承していくという事になると、結局慣習によるということになるのだが、その慣習が現実に突きつめていくと、はっきりしていないのではないか。生産森組の経営の面については、現在の法体系に基づいた所有権なり、持分権が明確になりさえすれば、あとの経営とかいう問題は、各法人で考えていくべき問題ではないかと思っている。

江藤 九州の食料基地としてのキャッチフレーズということで、最近、九重はクローズアップされてきている。九重飯田開発計画は、農のサイドで取り上げられているが、農業生産法人に対する意見を期待したい。

井上 福岡県の方は、1割ぐらいしか整備が済んでいないが、入会林野を整備することが100%よいわけではない。しかし、行政の立場としてはやはり、それをすすめるべきであろう。入会林野の整備は、法的に勉強しないとなかなかできないので、行政努力が足りない点はあるが、本庁には担当が一人ということもあって、なかなかすすまないのが実情である。

長友 私は、部落有林野のなくなっていくのに、感情的に淋しさを感じる。整備をやっ

て良い方向にすすめばよいが、整備後にゴタゴタをおこす組合が出て来て、これは県の指導体制がまずかったり、指導する以前の基礎調査が十分なされていなかったりするため、これを反省している。部落に行った時、森林組合というような堅苦しいことを言うと、どれも部落の人は敬遠しがちである。会社を作るのだと言っているが、組合ではなくて会社のような何かいい組織は考えられないかと考えている。それと整備後の県の指導体制が、施設森組の方に偏りがちで、生産森組の方まで手がいたらない。一番指導の必要があるのは、むしろ、生産森組であって、施設森組の方はどちらかと云うと、自分で勉強してもらえば、ある程度解決できるような執行体制ができあがっていると思う。ただ、生産森組については、役職員の任期の問題、あるいは今までの経験度と言うことからしても、十分森林法にかなり事務処理というものがなされていない。これについて、今後指導体制を考えていこうと思う。

白石 私は、生産森組の認可と指導係を担当しているが、愛媛県の場合、生産森組が現在90ほどあって、入会林野整備から生産森組になったのが、47~8件ある。その中で、いちばんの問題点は非常に経営面積が小さいことで組合の基盤、運営事務能力がないものが多い。数の上からも、いちいち指導ができる現状にないので、非常に組合の運営の中でも問題が出て、たとえば森林法214条でいろいろな規程を登記しなかったから、裁判所から罰金を食ったという組合もあって、今後は運営について勉強してゆきたい。

永田 入会林野の名義が共有名義で、将来こ

のまま放置することは、到底できないという事で、共有入会で非常に苦労したことがある。林野統一の前後に、このまま門中という名義をそのままおいていたならば、また将来第2回目の部落有林野統一というものがなされるかもしれない、という入会権者達の苦労が結局、入会権に着物を着せたということであるが、具体的な例として、共有名義にしてその上に地上権を登記

設定した。そのため、入会整備に所有権と地上権と双方に書類が必要なので、整備をはじめ知事から登記所に送り込むまでに、実に6年ほどの長年月を要した。

界 また、いろいろ問題があるけれども、時間が来たのでこれで終りにしたい。活発な討論が行われたことに感謝するとともに、今後お互いにいっそ研究をすすめることにして、これで討論を終りにする。

<規約>

西日本入会林野研究会規約

第一条(名称) 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条(目的) 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条(会員) 本会は西日本(中・四国、九州)地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市西区西南学院大学におく。

第六条(役員) 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条(総会) 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条(会費) 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

<大会記事>

1. 研究会次第

第1回西日本入会林野研究会は昭和50年10月3日、4日の2日間、大分県九重町中央公民館などで会員出席52名、その他九重町内の生産森林組合関係者などを合わせ、約100名の参加を得て、下記の日程で行われた。シンポジウムでは終始真剣な討議がかわされ、また現地視察でもすどい質問がとぶなど、極めて盛会であった。

第1日 10月3日 9:00開始

- 1. 開会のあいさつ 九重町企画室長 江藤 薫
- 1. 経過報告 西南学院大学教授 中尾 英俊
- 1. あいさつ 九重町長 麻生 毅
大分県林政課長 利光 文生

(代理 三浦清美)

- 1. 特別講演 林野庁森林組合課課長補佐 植田 昌宏

- 1. 問題提起 研究テーマ 入会林野整備後の経営形態

- ① 生産森林組合と地域農林業との関係 九州大学 笠原 義人
- ② 生産森林組合の模範定款について 島根大学 武井 正臣
- ③ 生産森林組合と牧野利用 九重町役場 森 有為
- ④ 生産森林組合と分取造林 鹿児島県林政課 馬場 透
- ⑤ 生産森林組合の実態と問題点 長崎県対馬支庁 吉嶺 芳徳

(長崎県における事例から)

- ⑥ 生産森林組合の実態と問題点 高知県林政課 西森 正信

(高知県における事例から)

- 1. 中 食

- 1. 研究会総会 (規約 会費等決定)

- 1. 討 論

- 1. 閉会あいさつ 九重町企画室長 江藤 薫

- 1. 懇 親 会 宝泉寺観光ホテル

第2日 10月4日 現地視察 8:30 ホテル出発

桐木生産森林組合 現地

涌蓋牧場 (久住、飯田広域農業開発による)

菅原牛まつり

解 散 12:00

2. 総 会

総会では規約、会費、役員、次期開催地がはかられ、それぞれ次のとおり決定した。

- (1) 規 約 (別掲)

- (2) 会 費 年1,000円 (個人会員を原則とする)

- (3) 役 員 (運営委員)

大学関係 中尾英俊 (西南大)、武井正臣 (島根大)、笠原義人 (九州大)

県 関 係 大広光義 (福岡県)、西森正信 (高知県)、藤本達 (山口県)

町村関係 森有為 (大分県九重町)、欠員1名

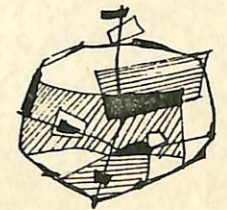
なお、総会後の役員会で代表委員に中尾氏を選出した。

- (4) 次期開催地 高知県内

3. 大会運営について

研究会の運営は九重町企画室はじめ同町役場の皆様の御基力で非常にスムーズに進められた。衷心より御礼申し上げたい。

また、会場受付を久保田悦子 (西南大)、小山順子 (同) の両嬢が手伝ってくれたし、記録係としては渡辺昭治 (九大)、金沢弘幸 (同)、上田実 (同)、阿比留剛 (西南大)、大松章 (同)、松崎郁洋 (同) の6君があたった。とくに金沢君は討論速記録の作成、同浄書などを引き受けてくれた。これらの諸君に対しても心より感謝したい。



昭和51年10月1日 印刷

昭和51年10月11日 発行

編 集 〒814 福岡市西区西新6-2-92

発 行 西南大学法学部 研究室内

西日本入会林野研究会

TEL 福岡(092)841-1311

印 刷 松隈印刷株式会社

TEL 751-6574

西日本入会林野研究会會員名簿

氏名	所属	住	所
山 里 昶	鳥取県日野農林振興局		
大 東 昇	島根県林政課		
武 井 正 臣	島根大学文学部		
北 川 泉	“ 農学部		
斉 藤 政 夫	“ “		
杉 安 義 一	広島県林政課		
不破勝 敏 夫	広島大学政経学部		
藤 本 遵	山口県治山課		
大 野 清	愛媛県林業課		
白 石 泱	“ 林政課		
西 森 正 信	高知県林業課		
樋 口 佳 延	“ “		
中 西 晴 茂	“ “		
竹 内 豊 明	“ “		
徳 弘 清	“ 木材特産課		
古 味 国 守	高知県仁淀村役場		
大 平 英 輔	高知大学農学部		
川 田 勲	“		
井 上 義 輝	福岡県林政課		
大 広 光 義	“ “		
石 蔵 精	“ “		
山 口 達 興	“ “		

氏名	所属	住所
日高昭広	福岡県林政課	
桑野繁人	福岡県治産課	
大石清務	福岡県筑後農林事務所	
楠田勝幸	〃 行橋農林事務所	
梅沢清之	〃 福岡農林事務所	
松岡修一	福岡県嘉穂町役場	
中尾英俊	西南学院大学法学部	
笠原義人	九州大学農学部	
堺正紘	〃 〃	
岡森昭則	〃 〃	
神代良忠	佐賀県林務課	
橋本恭行	〃 〃	
藤和則	〃 〃	
中之園忍	〃 〃	
平原米一	〃 〃	
柳貞彦	〃 〃	
益田一馬	佐賀県県事務所	
植田薫	佐賀県林業協会	
山上三郎	〃	
吉永豊	佐賀県伊万里市役所	
宝藏寺和美	佐賀県多久市役所	
旗原熊雄	長崎県林務課	
奥山博	〃 〃	
野瀬哲也	〃 〃	
吉嶺芳徳	長崎県対馬支庁	
渡辺省蔵	長崎県五島支庁	
真孫義之	長崎県対馬林業公社	

氏名	所属	住所
安武次郎太	熊本県林政課	
東家勝徳	〃 〃	
松平三郎	熊本県球磨事務所	
安永英彦	〃 〃	
橋本栄二	熊本県南小国町役場	
佐藤英男	〃 〃	
三浦清美	大分県林政課	
村上武敏	〃 〃	
佐藤友彦	〃 〃	
児玉唯光	大分県宇佐事務所	
後藤寺雄	〃 〃	
二宮秀高	大分県佐伯事務所	
柿内年之	〃 〃	
木元雅信	〃 〃	
重石巧	大分県日田市農林課	
衛藤見八	大分県玖珠町役場	
麻生毅	大分県九重町役場	
江藤薫	〃 〃	
森有為	〃 〃	
中山大丸	大分県安心院町役場	
石坂玉喜	大分県宇佐郡安心院町	
阿部静男	大分県森林組合連合会	
吉田高信	大分県九重町森林組合	
河野俊克	宮崎県林政課	
長友格	宮崎県西臼杵支庁	
野村秀雄	宮崎県林業指導課	
永田勝	宮崎県門川町役場	

氏 名	所 属	住 所
馬 場 透	鹿児島県林政課	
新 原	“ ”	
平 良 喜 -	沖縄県林政課	
篠 原 武 夫	琉球大学農学部	

注) 今回は第1回研究会(昭和50年10月3日)の参加者名簿をもって会員名簿としました。
(なお、一部、その後に入会申込みのあった分を含みます。)